

## ◎所管事項

**(3)「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」の改定**

# 「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」の改定

## 背景・目的

### 令和3年4月1日「三重の木づかい条例」施行

#### 【公共建築物】

原則として県産材を使用



#### 【公共土木施設】

自ら率先して県産材の利用に努めなければならない



公共土木施設における県産木材の利用推進を図ることを目的として、「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」を令和3年10月に策定

木材の利用をより一層推進し、その成果を確実なものとしていくため、計画を改定

【令和7年度施工例】



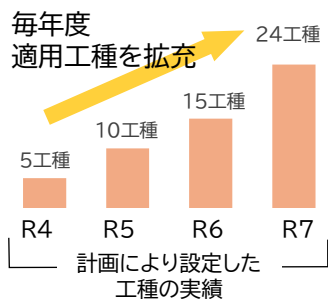
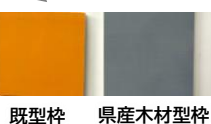
## 現計画(R3~R7)の成果

### 利用基準策定による土台作り

24工種の適用工種を設定

### 利用量の拡大に向けた取組

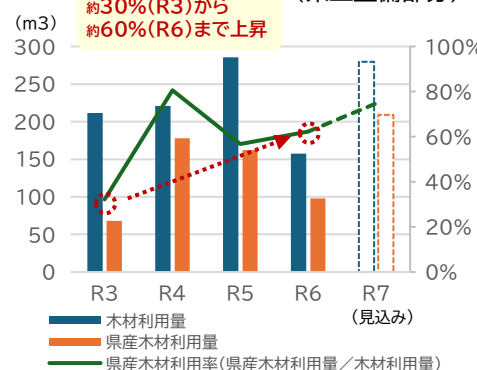
県産木材と目視で確認しやすい、合板型枠の開発へのはたらきかけにより製品化



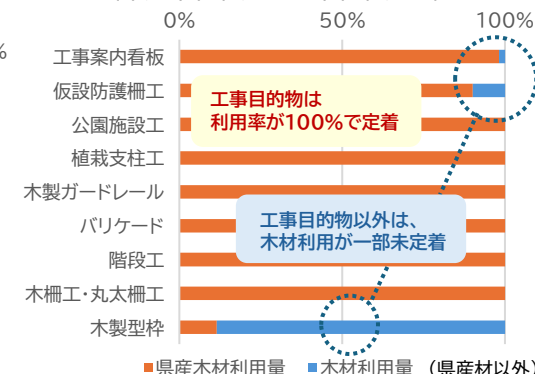
型枠の色変更により、現場での確認が容易になることから、利用量拡大に寄与

### 利用率の上昇、一部工種の利用定着

公共土木施設木材利用量 (県土整備部分)



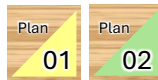
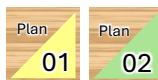
主要工種利用率 (県産木材利用量/木材利用量)



## 課題

### 一部工種における木材利用の未定着

- ・当面の事業計画内において、取り組める工種がなく、利用基準内での未利用工種が存在 (例)護岸工
- ・供給量が限定的であり、利用率が低い



### 木材利用の認知度の向上

- ・実際に木材を利用しているものの、公共施設利用者の木材利用の認知度が伴っていない



### 現場ニーズへの多仕様化、供給元の限定

- ・現場の特殊形状等に応じた製品開発・加工体制の強化が必要
- ・製造・取扱企業が少ないことによる、競争環境や安定供給の制約



# 「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」の改定

## 次期計画(R8～R12)

県産木材の利用をより一層推進し、その成果を確実なものとしていくため、現計画の成果をふまえ、次期計画(R8～R12)として令和8年3月に改定

### Plan 01 「利用基準」の継続的な運用による 利用量の底上げ

24工種まで拡大した利用基準を引き続きの運用を行っていくことで、木材利用が可能な工種への県産木材の利用率の改善を図り、県産木材の利用量の底上げを図る。



### Plan 02 特徴がある地域で木材利用を重点的に推進し PR効果を最大化

PR効果の高いエリア内における事業の内、特に人の目に触れる箇所等で県産木材を利用し、木材利用の認知度向上を図る。

#### ● 観光資源や産業等との連携

木材利用の親和性が高い世界遺産等の観光地周辺や、林業が盛んな地域、他PRに資する地域 等

#### ● 連続的な視覚効果の創出

一定区間での連続的な施工や拠点整備の木材利用により、利用者の認識を高める路線や公園 等

#### ● 外部への情報発信

県産木材利用状況をSNSで発信 等



#### ● 熊野灘臨海公園



#### ● 主要地方道熊野矢ノ川線



### Action

計画の進捗管理(毎年度利用実績の調査・公表)、計画の見直し、他部局・他県・市町等との連携を適宜実施